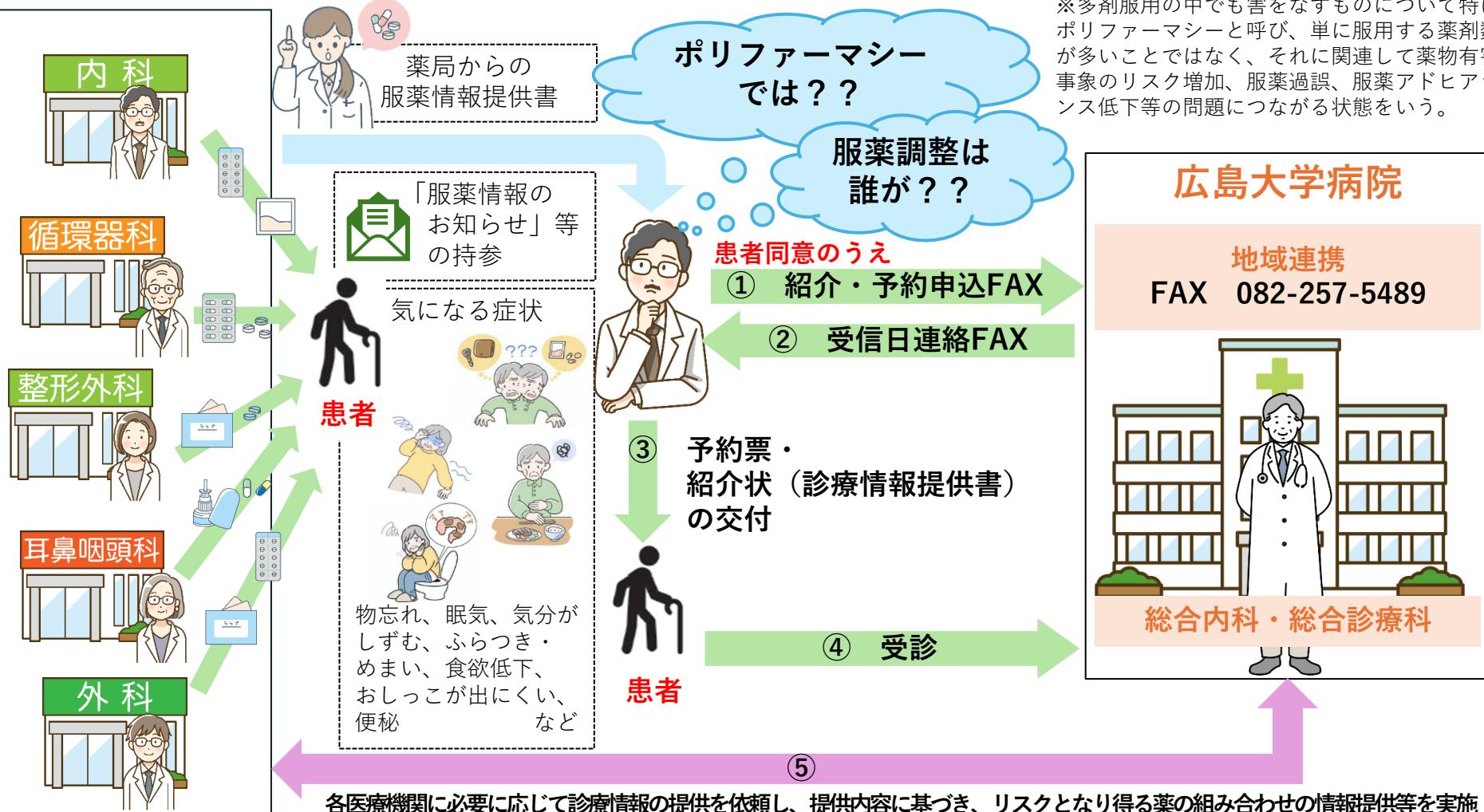


ポリファーマシー対策におけるモデル事業の実施について 【ポリファーマシーが疑われる患者を発見した場合の相談窓口の設置】

別紙2

- ポリファーマシー※が疑われる患者について、当該患者が受診した医療機関（診療所）は、患者の複数受診などで悩む場合、総合的な診療ができる体制を有する医療機関（病院）に服薬調整の相談ができるものとする。
- この相談応需業務を広島大学病院総合内科・総合診療科において試行的に実施し、課題の検証等を行う。



(注) 各医療機関（診療所）において、すでに、総合診療医（総合内科医）や老年内科医に相談する体制が構築されている場合、これを妨げるものではありません。